

神労発基1201第1号
平成26年12月1日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
会長 殿

神奈川労働局長

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の
改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただき
お礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う
東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る土壌等の除
染等の業務、廃棄物収集等業務及び事故由来廃棄物等の処分の業務（以下「除染等業務
等」という。）に従事する労働者の放射線障害を防止するため、「東日本大震災により生
じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障
害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及び「電
離放射線障害防止規則」（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）等を施
行するとともに、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライ
ン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）、「特定線量下業務に従事する労働者
の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成24年6月15日付け基発第0615第6号）
及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラ
イン」（平成25年4月12日付け基発0412第6号）を定め、その適切な実施を指導して
いるところです。

今般、土壌等の放射能濃度の簡易測定に関する係数の更新等について、下記のとおり
ガイドラインを改正いたしました。

つきましては、貴団体におかれても、下記事項に御留意の上、貴団体会員に対し周知
徹底を図られるようお願い申し上げます。

記

1 改正の内容

「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の第7の
3を別添1の1のとおり、別紙6-1の表1を別添2のとおり、別紙6-2を別添3

のとおり改めること。

「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の第6の2を別添1の2のとおり改めること。

「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の第9の3を別添1の3のとおり、別紙1－1の表1を別添2のとおり改めること。

※ガイドラインの全文は以下の厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>)

1 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの第7の3を以下のとおり改める。

「3 健康診断の結果についての事後措置等

- (1) 除染等事業者は、1又は2の健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づく医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行うこと。
 - ア 健康診断が行われた日から3月以内に行うこと
 - イ 聽取した医師の意見を個人票に記載すること。
- (2) 除染等事業者は、健康診断を受けた除染等業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知すること。
- (3) 除染等事業者は、1の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、「除染等電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出すること。
- (4) 除染等事業者は、健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。」

2 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの第6の2を以下のとおり改める。

「2 健康診断の結果についての事後措置等

- (1) 特定線量事業者は、1の健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づく医師からの意見聴取を、次に定めるところにより行うこと。
 - ア 健康診断が行われた日から3月以内に行うこと
 - イ 聽取した医師の意見を個人票に記載すること。
- (2) 特定線量事業者は、1の健康診断を受けた特定線量下業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知すること。
- (3) 特定線量事業者は、1の健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。」

3 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの第9の3を以下のとおり改める。

「3 健康診断の結果についての事後措置等

- (1) 処分事業者は、1又は2の健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づく医師からの意見聴取について、次に定めるところにより行うこと。
 - ア 健康診断が行われた日から3月以内に行うこと
 - イ 聽取した医師の意見を電離放射線健康診断個人票又は健康診断個人票に記載すること
- (2) 処分事業者は、健康診断を受けた事故由来廃棄物等処分業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知すること。
- (3) 処分事業者は、1の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、「電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出すること。
- (4) 処分事業者は、健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。」

表1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数X

測定日	係数X				
	V5容器	土のう袋	フレコン	200ml ドラム缶	2Lポリビン
平成26年10月以内	3.7E+04	8.3E+05	1.1E+07	2.9E+06	1.1E+05
平成27年01月以内	3.8E+04	8.5E+05	1.1E+07	2.9E+06	1.1E+05
平成27年04月以内	<u>3.8E+04</u>	<u>8.6E+05</u>	<u>1.1E+07</u>	<u>3.0E+06</u>	<u>1.1E+05</u>
平成27年07月以内	<u>3.9E+04</u>	<u>8.8E+05</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>3.0E+06</u>	<u>1.1E+05</u>
平成27年10月以内	<u>3.9E+04</u>	<u>8.9E+05</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>3.1E+06</u>	<u>1.1E+05</u>
平成28年01月以内	<u>4.0E+04</u>	<u>9.0E+05</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>3.1E+06</u>	<u>1.2E+05</u>
平成28年04月以内	<u>4.0E+04</u>	<u>9.1E+05</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>3.2E+06</u>	<u>1.2E+05</u>
平成28年07月以内	<u>4.1E+04</u>	<u>9.3E+05</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>3.2E+06</u>	<u>1.2E+05</u>
平成28年10月以内	<u>4.2E+04</u>	<u>9.4E+05</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>3.3E+06</u>	<u>1.2E+05</u>
平成29年01月以内	<u>4.2E+04</u>	<u>9.5E+05</u>	<u>1.3E+07</u>	<u>3.3E+06</u>	<u>1.2E+05</u>
平成29年04月以内	<u>4.3E+04</u>	<u>9.6E+05</u>	<u>1.3E+07</u>	<u>3.3E+06</u>	<u>1.2E+05</u>
平成29年07月以内	<u>4.3E+04</u>	<u>9.7E+05</u>	<u>1.3E+07</u>	<u>3.4E+06</u>	<u>1.2E+05</u>
平成29年10月以内	<u>4.3E+04</u>	<u>9.8E+05</u>	<u>1.3E+07</u>	<u>3.4E+06</u>	<u>1.3E+05</u>
平成30年01月以内	<u>4.4E+04</u>	<u>9.9E+05</u>	<u>1.3E+07</u>	<u>3.5E+06</u>	<u>1.3E+05</u>

別紙6-2 農地土壤の放射能濃度の簡易測定手順

1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、農地土壤におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

- 1) 作業の開始前にあらかじめ作業場所の平均空間線量率[A] ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) を測定する。(測定方法は別紙5による。)
- 2) 農地の種類、土の種類(※1)から、以下の表により推定式を選択する。
- 3) 測定された値[A] ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) を2)で選択した推定式に代入して農地土壤(15cm深)における放射性セシウム濃度を推定する。

$$\begin{aligned} \text{空間線量率}[A] (\mu\text{Sv}/\text{h}) \times \text{係数}[X] - \text{係数}[Y] \\ = \text{Cs-137 及び Cs-134 の放射能濃度の合計 (Bq/kg)} \end{aligned}$$

(例) 「その他の地域」の「田(黒ボク土)」で平均空間線量率0.2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ の場合の放射性セシウム濃度(推定式Cを使用)(※2)

$$0.2 \times 6,260 - 327 = 925 \text{ Bq/kg (推定値)}$$

(表1) 推定式の選択表

地域	農地の種類	土の種類	推定式	係数X	係数Y
避難指示区域	未除染農地		A	4,010	0
	除染農地(※3)		B	3,590	0
その他の地域	田	黒ボク土	C	6,260	327
		非黒ボク土	D	5,040	148
	畑	黒ボク土	E	4,720	185
		非黒ボク土	F	3,960	135
	樹園地・牧草地		G	3,060	0

(※1) 農地の土壤が黒ボク土かどうかは(独)農業環境技術研究所の土壤情報閲覧システムHP中の土壤図で確認できる。【URL:http://agrimesh dc.affrc.go.jp/soil_db/】

(※2) 時間の経過に伴い、減衰による換算係数の変動が生じるため、今後この変動が無視できないほど大きくなる前に推定式を見直す予定。

(※3) 深耕、表土はぎ取りを行った農地

(表2) 避難指示区域の未除染農地における放射性セシウム濃度と平均空間線量率の早見

表

空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	Cs 濃度 (Bq/kg)	空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	Cs 濃度 (Bq/kg)	空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	Cs 濃度 (Bq/kg)
0.1	401	1.1	4,411	2.1	8,421
0.2	802	1.2	4,812	2.2	8,822
0.3	1,203	1.3	5,213	2.3	9,223
0.4	1,604	1.4	5,614	2.4	9,624
0.5	2,005	1.5	6,015	2.5	10,025
0.6	2,406	1.6	6,416	2.6	10,426
0.7	2,807	1.7	6,817	2.7	10,827
0.8	3,208	1.8	7,218	2.8	11,228
0.9	3,609	1.9	7,619	2.9	11,629
1.0	4,010	2.0	8,020	3.0	12,030